

及び第112条の規定は、指定介護予防特定施設入居者生活介護の事業、指定介護予防特定施設入居者生活介護事業者及び指定介護予防特定施設について準用する。この場合において、これらの規定中「訪問介護員等」とあり、及び「介護予防訪問入浴介護従業者」とあるのは「第158条第1項に規定する介護予防特定施設従業者」と、第6条中「常勤の管理者」とあるのは「管理者」と、第29条中「第25条」とあるのは「第164条」と読み替えるものとする。

第2節 介護予防のための効果的な支援の方法

(基本的な取扱方針)

第170条 指定介護予防特定施設入居者生活介護は、利用者の介護予防に資するよう、その目標を設定し、計画的に行わなければならない。

2 指定介護予防特定施設入居者生活介護事業者は、自らその提供する指定介護予防特定施設入居者生活介護の質の評価を行うとともに、主治の医師又は歯科医師とも連携を図りつつ、常にその改善を図らなければならない。

3 指定介護予防特定施設入居者生活介護事業者は、指定介護予防特定施設入居者生活介護の提供に当たっては、利用者ができる限り要介護状態とならずに自立した日常生活を営むことができるよう支援することを目的とするものであることを常に意識してサービスの提供に当たらなければならない。

4 指定介護予防特定施設入居者生活介護事業者は、利用者がその有する能力を最大限に活用することができる方法によるサービスの提供に努めなければならない。

5 指定介護予防特定施設入居者生活介護事業者は、指定介護予防特定施設入居者生活介護の提供に当たっては、利用者との意思疎通を十分に図ることその他の方法により、その者が主体的に事業に参加するよう適切な働きかけに努めなければならない。

(具体的な取扱方針)

第171条 指定介護予防特定施設入居者生活介護は、第157条に定める基本方針及び前条に定める基本的な取扱方針に基づき、次に掲げるとおりに行わなければならない。

- (1) 主治の医師又は歯科医師からの情報伝達等の適切な方法により、利用者の心身の状況、その有する能力、その置かれている環境等を分析してその者が現に抱える問題点を把握し、利用者が自立した生活を営むことができるよう支援する上で解決すべき課題を把握しなければならないこと。
- (2) 計画作成担当者は、利用者の希望及び前号の規定により把握した課題を踏まえて、他の介護予防特定施設従業者と協議の上、規則で定める事項を記載した介護予防特定施設サービス計画を作成しなければならないこと。
- (3) 計画作成担当者は、介護予防特定施設サービス計画の作成に当たっては、規則で定めるところにより、利用者の同意を得なければならないこと。
- (4) 介護予防特定施設サービス計画に基づき、利用者が日常生活を営むのに必要な支援を行わなければならないこと。
- (5) 慎切丁寧に行うことを目指し、利用者又はその家族に対し、サービスの提供方法等について、理解しやすいように説明を行わなければならないこと。
- (6) 計画作成担当者は、他の介護予防特定施設従業者との連絡を継続的に行うことにより、介護予防特定施設サービス計画に基づきサービスを提供している間に1回以上、当該介護予防特定

施設サービス計画の実施状況の把握を行うとともに、利用者についての解決すべき課題の把握を行わなければならないこと。

(7) 計画作成担当者は、前号の規定による実施状況の把握の結果を踏まえ、必要に応じて介護予防特定施設サービス計画の変更を行わなければならないこと。

(8) 第1号から第3号までの規定は、前号の規定による介護予防特定施設サービス計画の変更について準用するものであること。(介護)

第172条 介護は、利用者の心身の状況に応じ、利用者の自立の支援及び日常生活の充実に資するよう、適切な技術をもって行わなければならない。

2 指定介護予防特定施設入居者生活介護事業者は、自ら入浴が困難な利用者について、1週間に2回以上、適切な方法により、入浴させ、又は清しきしなければならない。

3 指定介護予防特定施設入居者生活介護事業者は、利用者の心身の状況に応じ、適切な方法により、その排せつの自立について必要な援助を行わなければならない。

4 指定介護予防特定施設入居者生活介護事業者は、前2項に定めるもののほか、利用者に対し、食事、離床、着替え、整容その他の日常生活上の世話を適切に行わなければならない。

(健康管理)

第173条 指定介護予防特定施設の看護職員は、常に利用者の健康の状況に注意するとともに、健康保持のための適切な措置を講じなければならない。

(利用者の家族との連携等)

第174条 指定介護予防特定施設入居者生活介護事業者は、常に利用者の家族との連携を図るとともに、その者とその家族との交流等の機会を確保するよう努めなければならない。

(準用)

第175条 第122条及び第124条の規定は、指定介護予防特定施設入居者生活介護事業者及び指定介護予防特定施設について準用する。この場合において、第124条中「必要な助言その他の」とあるのは、「利用者の社会生活に必要な」と読み替えるものとする。

第3節 外部サービス利用型指定介護予防特定施設入居者生活介護

(この節の趣旨)

第176条 外部サービス利用型指定介護予防特定施設入居者生活介護（指定介護予防特定施設の従業者により行われる介護予防特定施設サービス計画の作成、利用者の安否の確認、利用者の生活相談等（第178条において「基本サービス」という。）及び当該指定介護予防特定施設の事業者が委託する指定介護予防サービス事業者（以下この節において「受託介護予防サービス事業者」という。）により当該介護予防特定施設サービス計画に基づき行われる入浴、排せつ、食事等の介護その他の日常生活上の支援、機能訓練及び療養上の世話（以下この節において「受託介護予防サービス」という。）からなる指定介護予防特定施設入居者生活介護をいう。以下この節において同じ。）の事業の従業者、設備及び運営並びに介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準は、前2節に定めるもののほか、この節に定めるところによる。

(基本方針)

第177条 外部サービス利用型指定介護予防特定施設入居者生活介護の事業は、介護予防特定施設サービス計画に基づき、受託介護予防サービス事業者による受託介護予防サービスを適切かつ円滑

に提供することにより、当該指定介護予防特定施設において自立した日常生活を営むことができるよう、利用者の心身の機能の維持回復を図り、もってその者の生活機能の維持又は向上を目指すものでなければならない。

2 外部サービス利用型指定介護予防特定施設入居者生活介護の事業を行う者（以下この節において「外部サービス利用型指定介護予防特定施設入居者生活介護事業者」という。）は、安定的かつ継続的な事業運営に努めなければならない。

（従業者）

第178条 外部サービス利用型指定介護予防特定施設入居者生活介護事業者は、指定介護予防特定施設ごとに、次に掲げる基本サービスを提供する介護予防特定施設従業者を置かなければならない。

- (1) 生活相談員
- (2) 介護職員
- (3) 計画作成担当者

2 前項各号に掲げる従業者の員数の基準は、規則で定める。

（設備）

第179条 指定介護予防特定施設には、次に掲げる設備を設けなければならない。ただし、居室が規則で定める面積以上である場合には、食堂を設けないことができる。

- (1) 居室
- (2) 浴室
- (3) 便所
- (4) 食堂
- (5) 消火設備その他の非常災害に際して必要な設備

2 前項各号に掲げる設備の基準は、規則で定める。

3 第1項各号に掲げる設備の内装等には、木材を利用するよう努めなければならない。

（重要事項の説明等）

第180条 外部サービス利用型指定介護予防特定施設入居者生活介護事業者は、規則で定めるところにより、あらかじめ、入居申込者又はその家族に対し、次に掲げる事項を記載した文書を交付して説明を行い、入居及び外部サービス利用型指定介護予防特定施設入居者生活介護の提供に関する契約（外部サービス利用型指定介護予防特定施設が養護老人ホームであって当該養護老人ホームに入居する場合にあっては、当該提供に関する契約）を文書により締結しなければならない。

- (1) 次条に規定する重要事項に関する規程の概要
- (2) 従業者の勤務の体制
- (3) 当該外部サービス利用型指定介護予防特定施設入居者生活介護事業者と受託介護予防サービス事業者との業務の分担の内容
- (4) 受託介護予防サービス事業者及び受託介護予防サービス事業者が受託介護予防サービスの事業を行う事業所（以下この節において「受託介護予防サービス事業所」という。）の名称
- (5) 受託介護予防サービスの種類
- (6) 利用料の額及びその改定の方法その他の入居申込者のサービスの選択に資すると認められる重要な事項

（運営規程）

第181条 外部サービス利用型指定介護予防特定施設入居者生活介護事業者は、指定介護予防特定施設ごとに、次に掲げる事業の運営についての重要な事項に関する規程を定めておかなければならぬ。

- (1) 第164条第1号、第2号、第5号及び第6号に掲げる事項
- (2) 外部サービス利用型指定介護予防特定施設入居者生活介護の内容及び利用料その他の費用の額
- (3) 受託介護予防サービス事業者及び受託介護予防サービス事業所の名称及び所在地
- (4) 利用者が他の居室に移る場合の条件及び手続
- (5) その他運営に関する重要な事項

（受託介護予防サービスに関する委託契約）

第182条 受託介護予防サービスに関する業務の委託に関する契約は、規則で定めるところにより、受託介護予防サービス事業所ごとに文書により締結しなければならない。

（記録の整備）

第183条 外部サービス利用型指定介護予防特定施設入居者生活介護事業者は、その従業者、設備、備品、会計及び受託介護予防サービス事業者に関する記録を整備しておかなければならぬ。

2 外部サービス利用型指定介護予防特定施設入居者生活介護事業者は、利用者に対する外部サービス利用型指定介護予防特定施設入居者生活介護の提供に関する次に掲げる記録を整備し、その完結の日から2年間（第5号、第6号及び第9号に掲げる記録にあっては、5年間）保存しなければならない。

- (1) 介護予防特定施設サービス計画
- (2) 次条第2項に規定する受託介護予防サービス事業者等から受けた報告に係る記録
- (3) 受託介護予防サービスに係る業務の実施状況についての確認の結果等の記録
- (4) 第169条において準用する第22条の規定による市町村への通知に係る記録
- (5) 第169条において準用する第33条第2項の規定により受け付けた苦情の内容等の記録
- (6) 第169条において準用する第35条第2項に規定する事故の状況及び事故に際して採った措置についての記録
- (7) 第162条第2項に規定する利用者の同意等に係る書類
- (8) 第185条第1項の規定により読み替えて適用する第163条第2項に規定する提供した具体的なサービスの内容等の記録
- (9) 第169条において準用する第112条第2項に規定する身体拘束等の態様及び時間、その際の利用者の心身の状況並びに理由の記録
- (10) 第185条第1項の規定により読み替えて適用する第165条第3項に規定する結果等の記録

（受託介護予防サービスの提供）

第184条 外部サービス利用型指定介護予防特定施設入居者生活介護事業者は、介護予防特定施設サービス計画に基づき、受託介護予防サービス事業者により、適切かつ円滑に受託介護予防サービスが提供されるよう、必要な措置を講じなければならない。

2 外部サービス利用型指定介護予防特定施設入居者生活介護事業者は、受託介護予防サービス事業者が受託介護予防サービスを提供した場合にあっては、その日時及び具体的なサービスの内容等を文書により報告させなければならない。

（適用関係）

第185条 外部サービス利用型指定介護予防特定施設入居者生活介護の事業に対する第160条、第163条、第165条、第169条、第171条及び第175条の規定の適用については、第160条第2項中「前項」とあり、及び同条第3項中「第1項」とあるのは「第180条」と、

同項中「介護居室又は一時介護室」とあるのは「他の居室」と、第163条第2項中「指定介護予防特定施設入居者生活介護を」とあるのは「基本サービス（第176条に規定する基本サービスをいう。第165条において同じ。）を」と、第165条第1項中「指定介護予防特定施設入居者生活介護その他」とあるのは「基本サービスその他」と、同条第2項中「指定介護予防特定施設入居者生活介護を」とあるのは「基本サービスを」と、同条第3項中「指定介護予防特定施設入居者生活介護に」とあるのは「基本サービスに」と、第169条中「第164条」とあるのは「第181条」と、第30条第1項及び第2項中「の従業者」とあるのは「及び受託介護予防サービス事業所（第180条第4号に規定する受託介護予防サービス事業所をいう。）の従業者」と、第171条中「第157条」とあるのは「第177条」と、同条第2号中「と協議」とあるのは「及び受託介護予防サービス事業者（第176条に規定する受託介護予防サービス事業者をいう。第6号において同じ。）と協議」と、同条第6号中「との連絡」とあるのは「及び受託介護予防サービス事業者との連絡」とする。

2 第157条、第158条、第159条（第1項を除く。）、第160条第1項、第164条、第168条、第172条、第173条及び第175条（第122条の規定を準用する部分に限る。）の規定は、外部サービス利用型指定介護予防特定施設入居者生活介護の事業には適用しない。

第12章 介護予防福祉用具貸与

第1節 介護予防福祉用具貸与

（基本方針）

第186条 指定介護予防サービスに該当する介護予防福祉用具貸与（以下この章において「指定介護予防福祉用具貸与」という。）の事業は、その利用者が可能な限りその居宅において、自立した日常生活を営むことができるよう、その者の心身の状況、その希望及びその置かれている環境を踏まえた適切な福祉用具（法第8条の2第12項の規定により厚生労働大臣が定める福祉用具をいう。以下この章において同じ。）の選定の援助、取付け及び調整等を行い、福祉用具を貸すことにより、その者の生活機能の維持又は改善を図るものでなければならない。

（福祉用具専門相談員）

第187条 指定介護予防福祉用具貸与の事業を行う者（以下この章において「指定介護予防福祉用具貸与事業者」という。）は、当該事業を行う事業所（以下この節において「指定介護予防福祉用具貸与事業所」という。）ごとに、福祉用具専門相談員（介護保険法施行令（平成10年政令第412号）第4条第1項に規定する福祉用具専門相談員をいう。以下同じ。）を置かなければならない。

2 福祉用具専門相談員の員数の基準は、規則で定める。

（設備等）

第188条 指定介護予防福祉用具貸与事業者は、福祉用具の保管及び消毒のために必要な設備及び器材並びに事業の運営を行うために必要な広さの区画を設けるとともに、指定介護予防福祉用具貸与の提供に必要なその他の設備及び備品等を設けなければならない。ただし、第191条第3項の規定により福祉用具の保管又は消毒を他の事業者に行わせる場合にあっては、福祉用具の保管又は消毒のために必要な設備又は器材を有しないことができる。

2 前項の設備等の基準は、規則で定める。

（運営規程）

第189条 指定介護予防福祉用具貸与事業者は、指定介護予防福祉用具貸与事業所ごとに、次に掲げる事業の運営についての重要事

項に関する規程を定めておかなければならぬ。

- (1) 第25条第1号から第3号まで及び第5号に掲げる事項
- (2) 指定介護予防福祉用具貸与の提供方法、取り扱う種目及び利用料その他の費用の額
- (3) その他運営に関する重要な事項
（福祉用具の取扱種目）

第190条 指定介護予防福祉用具貸与事業者は、利用者の身体の状態の多様性及び変化等に対応することができるよう、できる限り多くの種類の福祉用具を取り扱うようにしなければならない。
(衛生管理等)

第191条 指定介護予防福祉用具貸与事業者は、従業者の清潔の保持及び健康状態について、必要な管理を行わなければならない。

2 指定介護予防福祉用具貸与事業者は、回収した福祉用具を、その種類及び材質等を考慮して適切な方法により速やかに消毒するとともに、既に消毒が行われた福祉用具と行われていない福祉用具とを区分して保管しなければならない。

3 指定介護予防福祉用具貸与事業者は、前項の規定にかかわらず、福祉用具の保管又は消毒を委託等により他の事業者に行わせることができる。この場合において、当該指定介護予防福祉用具貸与事業者は、当該委託等の契約の内容において保管又は消毒が適切な方法により行われることを担保しなければならない。

4 指定介護予防福祉用具貸与事業者は、前項の規定により福祉用具の保管又は消毒を委託等により他の事業者に行わせる場合にあっては、当該事業者の業務の実施状況について定期的に確認し、その結果等を記録しなければならない。

5 指定介護予防福祉用具貸与事業者は、指定介護予防福祉用具貸与事業所の設備及び備品について、衛生的な管理に努めなければならない。

（重要な事項の掲示等）

第192条 指定介護予防福祉用具貸与事業者は、指定介護予防福祉用具貸与事業所の見やすい場所に、第189条に規定する重要な事項に関する規程の概要その他の利用申込者のサービスの選択に資する認められる重要な事項を掲示しなければならない。

2 指定介護予防福祉用具貸与事業者は、利用者の福祉用具の選択に資するため、指定介護予防福祉用具貸与事業所に、その取り扱う福祉用具の品名及び品名ごとの利用料その他の必要事項が記載された目録等を備え付けなければならない。

（記録の整備）

第193条 指定介護予防福祉用具貸与事業者は、その従業者、設備、備品及び会計に関する記録を整備しておかなければならぬ。

2 指定介護予防福祉用具貸与事業者は、利用者に対する指定介護予防福祉用具貸与の提供に関する次に掲げる記録を整備し、その完結の日から2年間（第5号及び第6号に掲げる記録にあっては、5年間）保存しなければならない。

- (1) 介護予防福祉用具貸与計画
- (2) その提供した具体的なサービスの内容等の記録
- (3) 第191条第4項に規定する結果等の記録
- (4) 次条において準用する第22条の規定による市町村への通知に係る記録
- (5) 次条において準用する第33条第2項の規定により受け付けた苦情の内容等の記録
- (6) 次条において準用する第35条第2項に規定する事故の状況及び事故に際して採った措置についての記録

(準用)

第194条 第6条、第8条から第20条まで、第22条、第30条から第36条まで、第47条及び第85条の規定は、指定介護予防福祉用具貸与の事業、指定介護予防福祉用具貸与事業者及び指定介護予防福祉用具貸与事業所について準用する。この場合において、これらの規定中「訪問介護員等」とあり、及び「介護予防通所介護従業者」とあるのは「第187条第1項に規定する福祉用具専門相談員」と、第8条中「第25条」とあるのは「第189条」と、第10条中「等を」とあるのは「及び取り扱う福祉用具（第186条に規定する福祉用具をいう。以下同じ。）の種目等を」と、第14条第2項中「指導」とあるのは「相談又は助言」と、第18条中「初めて訪問するとき及び利用者」とあるのは「利用者」と、第19条第1項中「その期日、内容及び」とあるのは「その開始日及び終了日並びに福祉用具の種目及び品名並びに」と、第85条第1項中「処遇」とあるのは「サービスの利用」と、同条第2項中「研修」とあるのは「福祉用具に関する適切な研修」と読み替えるものとする。

第2節 介護予防のための効果的な支援の方法

(基本的な取扱方針)

第195条 指定介護予防福祉用具貸与は、利用者の介護予防に資するよう、その目標を設定し、計画的に行わなければならない。

2 指定介護予防福祉用具貸与事業者は、自らその提供する指定介護予防福祉用具貸与の質の評価を行い、常にその改善を図らなければならない。

3 指定介護予防福祉用具貸与事業者は、指定介護予防福祉用具貸与の提供に当たっては、利用者ができる限り要介護状態とならず自立した日常生活を営むことができるよう支援することを目的とするものであることを常に意識してサービスの提供に当たらなければならない。

4 指定介護予防福祉用具貸与事業者は、利用者がその有する能力を最大限に活用することができる方法によるサービスの提供に努めなければならない。

(具体的な取扱方針)

第196条 福祉用具専門相談員の行う指定介護予防福祉用具貸与は、第186条に定める基本方針及び前条に定める基本的な取扱方針に基づき、次に掲げるところにより行わなければならない。

(1) 主治の医師又は歯科医師からの情報伝達、サービス担当者会議による情報交換等の適切な方法により、利用者の心身の状況及び希望、その置かれている環境等その者の日常生活全般の状況の的確な把握を行い、福祉用具が適切に選定され、かつ、使用されるよう、専門的知識に基づき相談に応じるとともに、目録等の文書を示して福祉用具の機能、使用方法及び利用料等に関する情報を提供し、その貸与に当たっては個別にその者の同意を得なければならないこと。

(2) 介護予防福祉用具貸与計画に基づき、利用者が日常生活を営むのに必要な支援を行わなければならないこと。

(3) 懇切丁寧に行なうこととし、利用者又はその家族に対し、サービスの提供方法等について、理解しやすいように説明を行わなければならないこと。

(4) 貸与する福祉用具の機能、安全性及び衛生状態等に関し、点検を行わなければならないこと。

(5) 利用者の身体の状況等に応じて福祉用具の調整を行うとともに、当該福祉用具の使用方法、使用上の留意事項、故障時の対応等を記載した文書をその者に交付し、十分な説明を行った上

で、必要に応じてその者に実際に当該福祉用具を使用させながら指導を行わなければならないこと。

(6) 利用者等からの要請等に応じて、貸与した福祉用具の使用状況を確認し、必要な場合は、使用方法の指導、修理等を行わなければならないこと。

(介護予防福祉用具貸与計画)

第197条 福祉用具専門相談員は、利用者の心身の状況及び希望、その置かれている環境等利用者の日常生活全般の状況を踏まえて、規則で定める事項を記載した介護予防福祉用具貸与計画を作成しなければならない。

2 介護予防福祉用具貸与計画は、利用者に第200条に規定する指定特定介護予防福祉用具販売の利用があるときは、第207条第1項に規定する特定介護予防福祉用具販売計画と一体のものとして作成しなければならない。

3 介護予防福祉用具貸与計画は、既に介護予防サービス計画が作成されている場合は、当該介護予防サービス計画の内容に沿って作成しなければならない。

4 福祉用具専門相談員は、介護予防福祉用具貸与計画の作成に当たっては、規則で定めるところにより、利用者の同意を得なければならない。

5 福祉用具専門相談員は、介護予防福祉用具貸与計画に基づくサービス提供を開始したときは、必要に応じ、当該介護予防福祉用具貸与計画の実施状況の把握を行うものとする。

6 福祉用具専門相談員は、前項の規定による把握の結果を記録し、当該記録を当該サービスの提供に係る介護予防サービス計画を作成した指定介護予防支援事業者に報告しなければならない。

7 福祉用具専門相談員は、第5項の規定による把握の結果を踏まえ、必要に応じて介護予防福祉用具貸与計画の変更を行うものとする。

8 第1項から第4項までの規定は、前項の規定による介護予防福祉用具貸与計画の変更について準用する。

第3節 基準該当介護予防福祉用具貸与

(定義)

第198条 この条例において「基準該当介護予防福祉用具貸与」とは、介護予防福祉用具貸与（これに相当するサービスを含む。）に係る基準該当介護予防サービスをいう。

2 この条例において「基準該当介護予防福祉用具貸与事業者」とは、基準該当介護予防福祉用具貸与の事業を行う者をいう。

3 この条例において「基準該当介護予防福祉用具貸与事業所」とは、基準該当介護予防福祉用具貸与の事業を行なう事業所をいう。（基準該当介護予防福祉用具貸与の事業の基準）

第199条 基準該当介護予防福祉用具貸与の事業の従業者、設備及び運営並びに介護予防のための効果的な支援の方法の基準は、前2節（第194条（第15条並びに第33条第5項及び第6項の規定を準用する部分に限る。）を除く。）に定めるところによる。この場合におけるこれらの規定の適用については、これらの規定（第186条を除く。）中「指定介護予防福祉用具貸与」とあるのは「基準該当介護予防福祉用具貸与」と、「指定介護予防福祉用具貸与事業者」とあるのは「基準該当介護予防福祉用具貸与事業者」と、「指定介護予防福祉用具貸与事業所」とあるのは「基準該当介護予防福祉用具貸与事業所」と、第186条中「指定介護予防サービスに該当する介護予防福祉用具貸与（以下この章において「指定介護予防福祉用具貸与」という。）」とあるのは「基準該当介護予

防福祉用具貸与」と、第194条中「第8条中」とあるのは「第6条中「常勤の管理者」とあるのは「管理者」と、第8条中」と、「内容及び」とあるのは「内容及び法定代理受領サービスに係る介護予防サービス費の額」と、「並びに福祉用具の種目及び品名並びに」とあるのは「並びに福祉用具の種目及び品名」とする。

第13章 特定介護予防福祉用具販売

第1節 特定介護予防福祉用具販売

(基本方針)

第200条 指定介護予防サービスに該当する特定介護予防福祉用具販売（以下この章において「指定特定介護予防福祉用具販売」という。）の事業は、その利用者が可能な限りその居宅において、自立した日常生活を営むことができるよう、利用者の心身の状況及び希望並びにその置かれている環境を踏まえた適切な特定介護予防福祉用具（法第8条の2第13項に規定する特定介護予防福祉用具をいう。以下この章において同じ。）の選定の援助、取付け及び調整等を行い、特定介護予防福祉用具を販売することにより、その者の心身の機能の維持回復を図り、もってその者の生活機能の維持又は向上を目指すものでなければならない。

(サービスの提供の記録)

第201条 指定特定介護予防福祉用具販売事業者（指定特定介護予防福祉用具販売の事業を行う者をいう。以下この章において同じ。）は、指定特定介護予防福祉用具販売を提供したときは、提供した具体的なサービスの内容等を記録するとともに、利用者からの申出があった場合には、文書の交付その他適切な方法により、その情報を利用者に対して提供しなければならない。

(販売費用の額等の受領)

第202条 指定特定介護予防福祉用具販売事業者は、指定特定介護予防福祉用具販売を提供したときは、規則で定めるところにより、その販売費用の額等の支払を受けるものとし、又は受け取ることができる。

2 指定特定介護予防福祉用具販売事業者は、規則で定める費用に係るサービスの提供に当たっては、あらかじめ、利用者又はその家族に対し、当該サービスの内容及び費用について説明を行い、当該利用者の同意を得なければならない。

(記録の整備)

第203条 指定特定介護予防福祉用具販売事業者は、その従業者、設備、備品及び会計に関する記録を整備しておかなければならぬ。

2 指定特定介護予防福祉用具販売事業者は、利用者に対する指定特定介護予防福祉用具販売の提供に関する次に掲げる記録を整備し、その完結の日から2年間（第4号及び第5号に掲げる記録にあっては、5年間）保存しなければならない。

(1) 特定介護予防福祉用具販売計画

(2) その提供した具体的なサービスの内容等の記録

(3) 次条において準用する第22条の規定による市町村への通知に係る記録

(4) 次条において準用する第33条第2項の規定により受け付けた苦情の内容等の記録

(5) 次条において準用する第35条第2項に規定する事故の状況及び事故に際して採った措置についての記録

(準用)

第204条 第6条、第8条から第14条まで、第16条から第18条まで、第22条、第28条、第30条から第36条まで、第47条、第85条、第187

条から第190条まで及び第192条の規定は、指定特定介護予防福祉用具販売の事業、指定特定介護予防福祉用具販売事業者及び指定特定介護予防福祉用具販売事業者が当該事業を行う事業所について準用する。この場合において、これらの規定中「訪問介護員等」とあり、及び「介護予防通所介護従業者」とあるのは「第204条において準用する第187条第1項に規定する福祉用具専門相談員」と、第8条中「第25条」とあり、及び第192条第1項中「第189条」とあるのは「第204条において読み替えて準用する第189条」と、第10条中「等を」とあるのは「及び取り扱う特定介護予防福祉用具（第200条に規定する特定介護予防福祉用具をいう。以下同じ。）の種目等を」と、第14条第2項中「指導」とあるのは「相談又は助言」と、第18条中「初めて訪問するとき及び利用者」とあるのは「利用者」と、第85条第1項中「処遇」とあるのは「サービスの利用」と、同条第2項中「研修」とあるのは「特定介護予防福祉用具に関する適切な研修」と、第189条第2号中「利用料」とあるのは「販売費用の額」と読み替えるものとする。

第2節 介護予防のための効果的な支援の方法

(基本的な取扱方針)

第205条 指定特定介護予防福祉用具販売は、利用者の介護予防に資するよう、その目標を設定し、計画的に行わなければならない。

2 指定特定介護予防福祉用具販売事業者は、自らその提供する指定特定介護予防福祉用具販売の質の評価を行い、常にその改善を図らなければならない。

3 指定特定介護予防福祉用具販売事業者は、指定特定介護予防福祉用具販売の提供に当たっては、利用者ができる限り要介護状態とならずに自立した日常生活を営むことができるよう支援することを目的とするものであることを常に意識してサービスの提供に当たなければならない。

4 指定特定介護予防福祉用具販売事業者は、利用者がその有する能力を最大限に活用することができる方法によるサービスの提供に努めなければならない。

(具体的な取扱方針)

第206条 福祉用具専門相談員の行う指定特定介護予防福祉用具販売は、第200条に定める基本方針及び前条に定める基本的な取扱方針に基づき、次に掲げるところにより行わなければならない。

(1) 利用者の心身の状況及び希望並びにその置かれている環境を踏まえ、特定介護予防福祉用具が適切に選定され、かつ、使用されるよう、専門的知識に基づき相談に応じるとともに、目録等の文書を示して特定介護予防福祉用具の機能、使用方法及び販売費用の額等に関する情報を提供し、個別の特定介護予防福祉用具の販売に係るその者の同意を得なければならないこと。

(2) 特定介護予防福祉用具販売計画に基づき、利用者が日常生活を営むのに必要な支援を行わなければならないこと。

(3) 販売する特定介護予防福祉用具の機能、安全性及び衛生状態等に關し、点検を行わなければならないこと。

(4) 利用者の身体の状況等に応じて特定介護予防福祉用具の調整を行うとともに、当該特定介護予防福祉用具の使用方法及び使用上の留意事項等を記載した文書をその者に交付し、十分な説明を行った上で、必要に応じてその者に実際に当該特定介護予防福祉用具を使用させながら使用方法の指導を行わなければならないこと。

(5) 介護予防サービス計画に指定特定介護予防福祉用具販売が位置付けられる場合には、当該介護予防サービス計画に特定介護

予防福祉用具販売が必要な理由が記載されるように必要な措置を講じなければならないこと。

(特定介護予防福祉用具販売計画)

第207条 福祉用具専門相談員は、利用者の心身の状況及び希望並びにその置かれている環境を踏まえて、規則で定める事項を記載した特定介護予防福祉用具販売計画を作成しなければならない。

2 特定介護予防福祉用具販売計画は、利用者に第186条に規定する指定介護予防福祉用具貸与の利用があるときは、第197条第1項に規定する介護予防福祉用具貸与計画と一体のものとして作成しなければならない。

3 特定介護予防福祉用具販売計画は、既に介護予防サービス計画が作成されている場合は、当該介護予防サービス計画の内容に沿って作成しなければならない。

4 福祉用具専門相談員は、特定介護予防福祉用具販売計画の作成に当たっては、規則で定めるところにより、利用者の同意を得なければならない。

第14章 雜則

(補則)

第208条 この条例に定めるもののほか、この条例の施行に関し必要な事項は、規則で定める。

附 則

(施行期日)

1 この条例は、平成25年4月1日から施行する。

(経過措置)

2 平成12年4月1日前から引き続き存する有料老人ホーム（第162条第1項に規定する有料老人ホームをいう。）であって、規則で定めるものにあっては、第159条第2項の規定にかかわらず、浴室及び食堂を設けないことができる。

3 前項に定めるもののほか、この条例の施行に関し必要な経過措置は、規則で定める。

健康長寿課介護支援室

介護保険法に基づく指定介護老人福祉施設の従業者、設備及び運営の基準に関する条例をここに公布します。

平成24年10月11日

長野県知事 阿部 守一

長野県条例第53号

介護保険法に基づく指定介護老人福祉施設の従業者、設備及び運営の基準に関する条例

目次

第1章 総則（第1条・第2条）

第2章 指定介護老人福祉施設（第3条－第41条）

第3章 ユニット型指定介護老人福祉施設（第42条－第51条）

第4章 雜則（第52条）

附則

第1章 総則

(趣旨)

第1条 この条例は、介護保険法（平成9年法律第123号。以下「法」という。）第88条第1項及び第2項の規定により、指定介護老人福祉施設の従業者、設備及び運営に関する基準について定めるものとする。

(定義)

第2条 この条例において「指定介護老人福祉施設」とは、法第48条第1項第1号に規定する指定介護老人福祉施設をいう。

2 この条例において「ユニット型指定介護老人福祉施設」とは、施設の全部において少数の居室及び当該居室に近接して設けられる共同生活室（当該居室の入居者が交流し、共同で日常生活を営むための場所をいう。第47条において同じ。）により一体的に構成される場所（第3章において「ユニット」という。）ごとの入居者の日常生活が営まれ、その者に対する支援が行われる指定介護老人福祉施設をいう。

3 前2項に定めるもののほか、この条例において使用する用語の意義は、法で使用する用語の意義による。

第2章 指定介護老人福祉施設

(基本方針)

第3条 指定介護老人福祉施設は、施設サービス計画に基づき、可能な限り、居宅における生活への復帰を念頭に置いて、入浴、排せつ、食事等の介護、相談及び援助並びに社会生活上の便宜の供与その他の日常生活上の世話、機能訓練、健康管理並びに療養上の世話をを行うことにより、入所者がその有する能力に応じ自立した日常生活を営むことができるようすることを目指すものでなければならない。

2 指定介護老人福祉施設は、入所者の意思及び人格を尊重し、常にその者の立場に立って指定介護福祉施設サービス（法第48条第1項第1号に規定する指定介護福祉施設サービスをいう。以下同じ。）を提供するよう努めなければならない。

3 指定介護老人福祉施設は、明るく家庭的な雰囲気を有し、地域及び家庭との結び付きを重視した運営を行い、市町村、居宅介護支援事業者（居宅介護支援事業を行なう者をいう。以下同じ。）、居宅サービス事業者（居宅サービス事業を行なう者をいう。第43条において同じ。）及び他の介護保険施設その他の保健医療サービス又は福祉サービスを提供する者との密接な連携に努めなければならない。

(従業者)

第4条 指定介護老人福祉施設には、次に掲げる従業者を置かなければならない。ただし、入所定員が40人を超えない指定介護老人福祉施設にあっては、他の社会福祉施設等の栄養士との連携を図ることにより当該指定介護老人福祉施設の効果的な運営を期待することができる場合であって、入所者の処遇に支障がないときは、栄養士を置かないことができる。

(1) 医師

(2) 生活相談員

(3) 介護職員

(4) 看護職員（看護師又は准看護師をいう。第11条及び第21条において同じ。）

(5) 栄養士

(6) 機能訓練指導員

(7) 介護支援専門員

2 前項各号に掲げる従業者の員数の基準は、規則で定める。（設備）

第5条 指定介護老人福祉施設には、次に掲げる設備を設けなければならない。

(1) 居室

(2) 静養室

(3) 浴室	あるために常時の介護を必要とし、かつ、居宅においてこれを受けることが困難な者に対し、指定介護福祉施設サービスを提供するものとする。
(4) 洗面設備	2 指定介護老人福祉施設は、入所申込者を入所させようとする場合には、介護の必要な程度及びその者の家族等の状況を勘案し、指定介護福祉施設サービスを受ける必要性が高いと認められる入所申込者を優先するよう努めなければならない。
(5) 便所	3 指定介護老人福祉施設は、入所申込者の入所に際しては、その者に係る居宅介護支援事業者に対する照会等により、その者の心身の状況、生活歴、病歴及び指定居宅サービス等（法第8条第23項に規定する指定居宅サービス等をいう。第26条において同じ。）の利用状況等の把握に努めなければならない。
(6) 医務室	4 指定介護老人福祉施設は、入所者の心身の状況、その置かれている環境等に照らし、その者が居宅において日常生活を営むことができるかどうかについて定期的に検討しなければならない。
(7) 食堂及び機能訓練室	5 前項の検討に当たっては、生活相談員、介護職員、看護職員、介護支援専門員等の従業者の間で協議しなければならない。
(8) 消火設備その他の非常災害に際して必要な設備	6 指定介護老人福祉施設は、入所者の心身の状況、その置かれている環境等に照らし、居宅において日常生活を営むことができると認められる入所者に対し、その者及びその家族の希望、その者が退所後に置かれることとなる環境等を勘案し、その者の円滑な退所のために必要な援助を行わなければならない。
2 前項各号に掲げる設備等の基準は、規則で定める。	7 指定介護老人福祉施設は、入所者の退所に際しては、居宅サービス計画（法第8条第23項に規定する居宅サービス計画をいう。第26条において同じ。）の作成等の援助に資するため、居宅介護支援事業者に対する情報の提供に努めるほか、保健医療サービス又は福祉サービスを提供する者との密接な連携に努めなければならない。
3 第1項各号に掲げる設備は、専ら当該指定介護老人福祉施設の用に供するものでなければならない。ただし、入所者の処遇に支障がない場合は、この限りでない。	（サービスの提供の記録）
4 指定介護老人福祉施設の設備の内装等には、木材を利用するよう努めなければならない。	第12条 指定介護老人福祉施設は、入所申込者の入所に際してはその期日、当該指定介護老人福祉施設の名称等を、入所者の退所に際してはその期日を、それぞれ当該者の被保険者証に記載しなければならない。
（重要事項の説明等）	2 指定介護老人福祉施設は、入所者に対し指定介護福祉施設サービスを提供したときは、その提供したサービスの具体的な内容等を記録しなければならない。
第6条 指定介護老人福祉施設は、規則で定めるところにより、指定介護福祉施設サービスの提供の開始に際しては、あらかじめ、入所申込者又はその家族に対し、第27条に規定する運営規程の概要、従業者の勤務の体制その他の入所申込者のサービスの選択に資すると認められる重要な事項を記載した文書を交付して説明を行い、当該提供の開始について入所申込者の同意を得なければならない。	（利用料等の受領）
（サービス提供拒否の禁止）	第13条 指定介護老人福祉施設は、規則で定めるところにより、入所者から利用料等の支払を受けるものとし、又は受けることができる。
第7条 指定介護老人福祉施設は、正当な理由なく指定介護福祉施設サービスの提供を拒んではならない。	2 指定介護老人福祉施設は、規則で定める費用に係るサービスの提供に当たっては、規則で定めるところにより、入所者又はその家族に対し、当該サービスの内容及び当該費用の額を記載した文書を交付して説明を行い、入所者の同意を得なければならない。
（サービスの提供が困難な場合の措置）	（指定介護福祉施設サービスの取扱方針）
第8条 指定介護老人福祉施設は、入所申込者が入院治療を必要とする場合その他入所申込者に対し当該施設において適切な便宜を提供することが困難である場合には、適切な病院若しくは診療所又は介護老人保健施設を紹介するなどの適切な措置を速やかに講じなければならない。	第14条 指定介護老人福祉施設は、施設サービス計画に基づき、入所者の要介護状態の軽減又は悪化の防止に資するよう、その者の心身の状況等に応じて、その者の処遇を適切に行わなければならない。
（受給資格等の確認）	2 指定介護福祉施設サービスは、施設サービス計画に基づき、漫然かつ画一的なものとならないよう配慮して行わなければならない。
第9条 指定介護老人福祉施設は、入所申込者に対し指定介護福祉施設サービスを提供しようとするときは、その者の提示する被保険者証により、その者に係る被保険者資格（法第10条の被保険者の資格をいう。）並びに要介護認定（法第19条第1項に規定する要介護認定をいう。次条において同じ。）の有無及び有効期間を確認するものとする。	3 指定介護老人福祉施設の従業者は、指定介護福祉施設サービス
2 指定介護老人福祉施設は、入所申込者の被保険者証に法第73条第2項に規定する認定審査会意見が記載されているときは、当該認定審査会意見に配慮して、その者に指定介護福祉施設サービスを提供するよう努めなければならない。	
（要介護認定の申請に係る援助）	
第10条 指定介護老人福祉施設は、要介護認定を受けていない者から入所の申込みがあったときは、その者が法第27条第1項の規定による申請を既に行っているかどうかを確認し、当該申請を行っていない場合は、その者の意向を踏まえて、その者に対し、速やかに、当該申請を行うための必要な援助を行わなければならない。	
2 指定介護老人福祉施設は、入所者の要介護更新認定（法第28条第2項に規定する要介護更新認定をいう。第15条において同じ。）の申請が遅くともその者に係る法第28条第1項に規定する有効期間の満了日の30日前には行われるよう必要な援助を行わなければならない。	
（入退所）	
第11条 指定介護老人福祉施設は、身体上又は精神上著しい障害が	

あるために常時の介護を必要とし、かつ、居宅においてこれを受けることが困難な者に対し、指定介護福祉施設サービスを提供するものとする。

2 指定介護老人福祉施設は、入所申込者を入所させようとする場合には、介護の必要な程度及びその者の家族等の状況を勘案し、指定介護福祉施設サービスを受ける必要性が高いと認められる入所申込者を優先するよう努めなければならない。

3 指定介護老人福祉施設は、入所申込者の入所に際しては、その者に係る居宅介護支援事業者に対する照会等により、その者の心身の状況、生活歴、病歴及び指定居宅サービス等（法第8条第23項に規定する指定居宅サービス等をいう。第26条において同じ。）の利用状況等の把握に努めなければならない。

4 指定介護老人福祉施設は、入所者の心身の状況、その置かれている環境等に照らし、その者が居宅において日常生活を営むことができるかどうかについて定期的に検討しなければならない。

5 前項の検討に当たっては、生活相談員、介護職員、看護職員、介護支援専門員等の従業者の間で協議しなければならない。

6 指定介護老人福祉施設は、入所者の心身の状況、その置かれている環境等に照らし、居宅において日常生活を営むことができると認められる入所者に対し、その者及びその家族の希望、その者が退所後に置かれることとなる環境等を勘案し、その者の円滑な退所のために必要な援助を行わなければならない。

7 指定介護老人福祉施設は、入所者の退所に際しては、居宅サービス計画（法第8条第23項に規定する居宅サービス計画をいう。第26条において同じ。）の作成等の援助に資するため、居宅介護支援事業者に対する情報の提供に努めるほか、保健医療サービス又は福祉サービスを提供する者との密接な連携に努めなければならない。

（サービスの提供の記録）

第12条 指定介護老人福祉施設は、入所申込者の入所に際してはその期日、当該指定介護老人福祉施設の名称等を、入所者の退所に際してはその期日を、それぞれ当該者の被保険者証に記載しなければならない。

2 指定介護老人福祉施設は、入所者に対し指定介護福祉施設サービスを提供したときは、その提供したサービスの具体的な内容等を記録しなければならない。

（利用料等の受領）

第13条 指定介護老人福祉施設は、規則で定めるところにより、入所者から利用料等の支払を受けるものとし、又は受けることができる。

2 指定介護老人福祉施設は、規則で定める費用に係るサービスの提供に当たっては、規則で定めるところにより、入所者又はその家族に対し、当該サービスの内容及び当該費用の額を記載した文書を交付して説明を行い、入所者の同意を得なければならない。

（指定介護福祉施設サービスの取扱方針）

第14条 指定介護老人福祉施設は、施設サービス計画に基づき、入所者の要介護状態の軽減又は悪化の防止に資するよう、その者の心身の状況等に応じて、その者の処遇を適切に行わなければならない。

2 指定介護福祉施設サービスは、施設サービス計画に基づき、漫然かつ画一的なものとならないよう配慮して行わなければならない。

3 指定介護老人福祉施設の従業者は、指定介護福祉施設サービス

の提供に当たっては、懇切丁寧に行うことを旨とし、入所者又はその家族に対し、処遇上必要な事項について、理解しやすいように説明を行わなければならない。

4 指定介護老人福祉施設は、指定介護福祉施設サービスの提供に当たっては、当該提供に係る入所者又は他の入所者等の生命又は身体を保護するため緊急やむを得ない場合を除き、当該入所者に対し、身体の拘束その他の行動を制限する行為（以下この条及び第45条において「身体拘束等」という。）を行ってはならない。

5 指定介護老人福祉施設は、入所者に対し身体拘束等を行う場合には、その態様及び時間、その際の入所者の心身の状況並びにその理由を記録しなければならない。

6 指定介護老人福祉施設は、自らその提供する指定介護福祉施設サービスの質の評価を行い、常にその改善を図らなければならぬ。

（施設サービス計画）

第15条 指定介護老人福祉施設の管理者は、介護支援専門員に施設サービス計画の作成に関する業務を担当させるものとする。

2 前項の規定により施設サービス計画に関する業務を担当する介護支援専門員（以下この条及び第26条において「計画担当介護支援専門員」という。）は、施設サービス計画の作成に当たっては、入所者の日常生活全般を支援する観点から、地域住民による自発的な活動によるサービス等の利用も施設サービス計画に含めるよう努めなければならない。

3 計画担当介護支援専門員は、施設サービス計画を作成しようとするときは、入所者が自立した日常生活を営むことができるよう支援する上で解決すべき課題を把握しなければならない。

4 計画担当介護支援専門員は、入所者及びその家族の希望並びに前項の規定により把握した課題の内容に基づき、施設サービス計画を作成しなければならない。

5 計画担当介護支援専門員は、施設サービス計画の作成に当たっては、サービス担当者会議（計画担当介護支援専門員及び他の指定介護福祉施設サービスの提供に当たる従業者により構成する会議をいう。）等により、当該従業者の専門的な見地からの意見を聴かなければならない。

6 計画担当介護支援専門員は、施設サービス計画の作成に当たっては、入所者の同意を得なければならない。

7 計画担当介護支援専門員は、施設サービス計画に基づきサービスを提供している間、その実施状況等の把握を行い、必要に応じて当該施設サービス計画の変更を行うものとする。

8 計画担当介護支援専門員は、次に掲げる場合には、施設サービス計画の変更の必要性について検討しなければならない。

（1）入所者が要介護更新認定を受けた場合

（2）入所者が法第29条第1項の規定により申請した要介護状態区分の変更の認定を受けた場合

9 第2項から第6項までの規定は、施設サービス計画の変更について準用する。

10 前各項に定めるもののほか、施設サービス計画の作成及び変更について必要な事項は、規則で定める。

（介護）

第16条 入所者の介護は、その者の自立の支援及び日常生活の充実に資するよう、その者の心身の状況に応じ適切な技術をもって行わなければならない。

2 指定介護老人福祉施設は、1週間に2回以上、適切な方法によ

り、入所者を入浴させ、又は清しきしなければならない。

3 指定介護老人福祉施設は、入所者に対し、その心身の状況に応じて、適切な方法により、その排せつの自立について必要な援助を行わなければならない。

4 指定介護老人福祉施設は、おむつを使用せざるを得ない入所者のおむつを適切に取り替えなければならない。

5 指定介護老人福祉施設は、褥瘡^{じょくよう}が発生しないよう適切な介護を行うとともに、その発生を予防するための体制を整備しなければならない。

6 指定介護老人福祉施設は、第2項から前項までに定めるもののほか、入所者に対し、離床、着替え、整容その他の介護を適切に行わなければならない。

7 指定介護老人福祉施設は、常時1人以上の常勤の介護職員を配置しておかなければならない。

8 指定介護老人福祉施設は、入所者に対し、その者の負担により、当該指定介護老人福祉施設の従業者以外の者による介護を受けさせてはならない。

（食事）

第17条 指定介護老人福祉施設は、栄養並びに入所者の心身の状況及び嗜好を考慮した食事を、適切な時間に提供しなければならない。

2 入所者の食事の内容は、県産の農畜産物等を利用したものとするよう努めなければならない。

3 指定介護老人福祉施設は、入所者ができる限り離床して、食堂で食事をとることを支援しなければならない。

（相談等）

第18条 指定介護老人福祉施設は、常に入所者の心身の状況、その置かれている環境等の的確な把握に努め、その者又はその家族に対し、その相談に適切に応じるとともに、必要な助言その他の援助を行わなければならない。

（社会生活上の便宜の供与等）

第19条 指定介護老人福祉施設は、教養娯楽設備等を備えるほか、適宜入所者のためのレクリエーション行事を行わなければならない。

2 指定介護老人福祉施設は、入所者が日常生活を営むのに必要な行政機関等に対する手続について、その者又はその家族において行うことが困難である場合は、これらの者の同意を得て、代わって行わなければならない。

3 指定介護老人福祉施設は、常に入所者の家族との連携を図るとともに、入所者とその家族との交流等の機会を確保するよう努めなければならない。

4 指定介護老人福祉施設は、入所者の外出の機会を確保するよう努めなければならない。

（機能訓練）

第20条 指定介護老人福祉施設は、入所者に対し、その心身の状況等に応じて、日常生活を営むのに必要な機能を改善し、又はその減退を防止するための訓練を行わなければならない。

（健康管理）

第21条 指定介護老人福祉施設の医師又は看護職員は、常に入所者の健康の状況に注意し、必要に応じてその者の健康保持のための適切な措置を探らなければならない。

（入所者の入院期間中の取扱い）

第22条 指定介護老人福祉施設は、入所者について、病院又は診療